## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	特定目的会社に係る課税の特例
2	対象税目 ① 政策評価の	国税:法人税(義)
	対象税目	地方税:法人住民税(義)、法人事業税(義)
	② 上記以外の 税目	
3	 内容	《制度の概要》
	·	資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社
		   のうち一定の要件を満たすものが支払う利益の配当の額については
		損金の額に算入することが認められる等の措置。
		《関係条項》
		租税特別措置法第 67 条の 14
4	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課
5	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和7年9月
	象期間	分析対象期間:令和3年4月~令和7年3月
6	創設年度及び改正経緯	平成 10 年の SPC 法等改正法に伴い、創設された。
		平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充等が行われた。
		平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。   平成 22 年度および平成 23 年度改正で国内 50%超要集要件等の見
		一成 22 年度のよび一成 23 年度成正で国内 30% 超安果安件等の兄   直しが行われた。
		2010 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
7	適用期間	恒久措置
8	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等びその根拠	不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることに
		より、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。
		// TL fr T 1 ft 0 10 10 10 10
		《政策目的の根拠》   ○ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアッ
		0   新しい資本主義のグランド
		「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資
		産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリ
		ートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023 年度中に不動産
		分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプ
		の多様化や不動産投資市場における ESG 投資の促進を図る。」
		〇 資産の流動化に関する法律(平成十年六月十五日法律第百五
		号)
		(第1条) この法律は、特定目的会社又は特定目的信託を用いて資
		産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正

				に行われることを確保するとともに、資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	Ⅲ-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		3	租税特別措置等により 達成しようと する目標	不動産証券化市場を活性化し、当該市場の健全な発展を図ることにより、我が国金融・資本市場の競争力を強化すること。
		4	政策目的に 対する租税 特別措置等 の達成目標 実現による 寄与	不動産証券化市場の活性化にあたっては、特定目的会社における税務上の導管性を確保する等の措置をすることが不可欠である。
9	有等	1	適用数	令和3年度:514件 令和4年度:580件 令和5年度:660件
				【算定根拠】 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。
		2	適用額	令和3年度:601,805 百万円 令和4年度:685,493 百万円 令和5年度:986,947 百万円
				【算定根拠】 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より記載。
		3	減収額	
			사 B	
		4	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 不動産証券化市場が成長・活性化している。
				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 金融庁「金融庁の1年」 特定目的会社の登録・届出件数、資産の流動化の状況

		0	采加速大	《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 特定目的会社に係る課税の特例がない場合、特定目的会社を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】金融庁「金融庁の1年」特定目的会社の登録・届出件数、資産の流動化の状況 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》  -
		5	税収減を是	特定目的会社は、投資ファンドの一つであり、ファンド税制として投資
			認する理由 等	ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ課税することが合理的である。
	40.14.44		TO TY 4+ DU 1++	
10	相当性	1	租税特別措	ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階での
			置等による べき妥当性 等	み課税することを確保するものであり、税制でしか措置できないため。
		2	他の支援措	他の政策手段は無い。
			置や義務付	
			け等との役	
			割分担	
		3	地方公共団	ファンド税制として、投資ファンド段階で課税せず、投資家段階でのみ
			体が協力す	課税することを確保する必要があり、相当である。
			る相当性	
11	   有識者の見解		7	_
	11 4% 11 47 20117			
12	2 評価結果の反映の方向性			本措置は、不動産証券化市場の活性化に寄与しており、不動産証
				券化市場の活性化にあたって、特定目的会社における税務上の導管
				性を確保する等の措置をすることが不可欠であるため、引き続き、本
	<b>並尼の東並証におけま</b> か			租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後			令和2年9月
	評価の実施時期			